平成２８年（フ）第３２号
愛知県岡崎市明大寺町字野畔３番地３、前住所愛知県岡崎市康生町631番地　ロイヤルシティ岡崎公園1406
破産者　矢田　　渉
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町31―14―306、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番33号
破産者　川崎　幹也
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６４９号
現住所秘匿、前住所北海道江別市一番町10番地の38
破産者　三塚　　貴
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８０号
札幌市東区東苗穂10条３丁目19番26号　ディア東苗穂壱番館201号
破産者　小林　　豊
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
青森県八戸市大字田面木字船場道下７番地10
破産者　對馬　　徹
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
青森県八戸市吹上５丁目７番71号
破産者　前田　幸男
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
仙台市青葉区愛子東５丁目17番10号　カンターヴィレⅢ―102
破産者　山内　　貴
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５２４号
仙台市青葉区北根３丁目11番20号　アーバンアイリスＣ―102、従前の住所仙台市青葉区北根１丁目16番26―302号
破産者　丸中　二郎
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７１９号
仙台市太白区四郎丸字昭和前１番地
破産者　床枝　秀俊
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８２３号
横浜市西区東ケ丘71番地の５　朝日野毛山ホーム303
破産者　奥村　安雄
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
新潟県新発田市豊町１丁目２番27号、前住所新潟県新発田市小舟町１丁目１番26号
破産者　樋口　春雄
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６５号
新潟県新発田市豊町１丁目２番27号、前住所新潟県新発田市小舟町１丁目１番26号
破産者　樋口　良子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１００号
岐阜県羽島市正木町曲利299番地６
破産者　曾我縫製こと　曾我　和夫
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７１５号
名古屋市名東区梅森坂西１丁目801番地の134
破産者　松枝　　保
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１１号
福岡県北九州市門司区大字今津124番地、従前の住所大分県豊後高田市見目2972番地１
破産者　小野教太郎
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４７号
名古屋市天白区平針４丁目2108番地　水野ハイツ403号
破産者　伊藤中工業こと　伊藤　中和
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１８号
愛知県瀬戸市若宮町２丁目84番地
破産者　髙橋　久美
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６４号
愛知県小牧市外堀１丁目20番地　五月の風202号
破産者　森　　美香
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部